

Lithium metal Batteries Packed with Equipment

リチウム金属電池（単電池・組電池/機器と同梱）を航空輸送する場合の梱包基準（UN3090、PI969）

<https://lithium-btry.com/> 2023年1月

	UN規定	PI 967 Section	リチウム含有量※1	1包装物当たりの電池個数制限	1包装物当たりの正味量制限（電池自体の重量）Limit per package	1HAWB当たりの包装物の個数制限	危険物申告書	ラベル（ラベルは同一面に添付）	AWB文言	UN容器	充電率				
リチウム金属電池（機器同梱） Lithium metal batteries packed with equipment	UN3091	II	単電池：1個あたり1g以下	機器作動に必要な最低個数+予備2個まで	旅客機：5kg 貨物機：5kg	なし	不要	リチウム電池マーク 	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969 "	不要 但し電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した包装物が必要 機器と共に堅牢な外装容器に収納	制限なし				
			組電池：1個あたり総計2g以下												
		I	単電池：1個あたり1gより大きい					旅客機：5kg 貨物機：35kg	なし			必要	クラス9ラベル 貨物機の場合は専用CAOマークも 	Dangerous goods as per associated Shipper's Declaration (or DGD)	包装等級II要件を満たす国連規格容器 以下の2つの選択肢 1.電池を国連規格容器に収納し、機器と同梱して堅牢な外装容器に収納 2.電池を使用する機器と共に国連規格の外装容器に収納
			組電池：1個あたり2gより大きい												

セクションII：オーバーパックに入れる場合、すべてのパッケージがオーバーパックに固定されている必要あり

リチウム電池マーク
電話番号記載必要なし（記載のラベルは2026/12/31まで使用可能）



最少寸法は100x 100mm、
パッケージがフルサイズのマーク表示できない場合、デザインはそのまま
100（幅）x 70（高さ）mmに縮小可能

クラス9ラベル



貨物機専用CAOマーク

